

業務指示書

フィリピン国廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（第1次）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理分野に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物発電】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理分野・廃棄物発電に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写3部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.0874 円 , US\$1 = 100.606 円 , EUR1 = 112.785 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／廃棄物管理計画
廃棄物発電

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月14日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（第1次）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／廃棄物管理計画	業務主任者のみ	業務管理グループ
ア) 類似業務の経験	(40.00)	()
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	16.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	8.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物発電	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

フィリピンにおける固形廃棄物問題は、マニラ首都圏や地方中核都市において深刻な社会問題となっており、フィリピン政府にとって解決が求められる最優先課題の一つである。フィリピン政府は、固形廃棄物の処理・処分を適切に行うため共和国法 9003号 Ecological Solid Waste Management Act (固形廃棄物管理法) (以下、「RA9003」とする。)を2001年に施行し、不適正な最終処分場を衛生埋立処分場に移行することを定めると共に、発生源における廃棄物の減量化及び排出される廃棄物のリサイクルを通じ最終処分される廃棄物処分量を極力削減し、発生する廃棄物を適正に管理することを目指してきた。RA9003では2006年までに全ての不適正な最終処分場を衛生埋立処分場に移行することを定めたが、本技術協力プロジェクトの要請段階(2015年6月)においても820の最終処分場のうち、衛生埋立処分場は102箇所にとどまっている。また、RA9003では廃棄物管理は地方自治体(LGU)の責任で行う旨規定しているが、技術的・経済的問題から適切な廃棄物管理が行われている地方自治体は限定的である。特に都市域においては、最終処分場の稼働差止めにかかる住民訴訟や最終処分場の新規設立の目途が立たないなど、適切な廃棄物管理の実施が困難な状況が発生しており、中央政府が廃棄物管理施設の整備等に対し適切な措置をとる必要が生じている。

2001年に施行されたRA9003は不適切な処分場の閉鎖を定め発生源における廃棄物の減量化を試みる高い理想を掲げた法律であった。他方、1999年の大気浄化法(RA8749)によって廃棄物の焼却が実質的に禁止された後に策定されたRA9003は、焼却を行わない前提の下で策定された法律でもあった。3R(reduce, reuse, recycle)が理想通り行われる前提で計画された処分場計画は、地方自治体の財政的・技術的制約から想定通りにはならず、民営化が進んだ収集運搬によりマテリアルフローの把握がままならない現状がある。2015年に、最高裁判所は廃棄物焼却に関する判決を示し、大気浄化法は適切な環境設備を有する焼却施設を禁止するものではないことを示し、廃棄物発電(Waste To Energy: WTE)を導入する方向へと廃棄物政策の方針が再度変化することとなった。これに基づき、天然資源環境省(DENR)及び国家固形廃棄物管理委員会(NSWMC)はわが国環境省の協力の下で、廃棄物の減容化を管理するためのWTEガイドラインの整備を進めている。このガイドラインは廃棄物施設の導入にあたり考慮すべき基本的な施設仕様やモニタリング義務等といった環境配慮要件を定めているが、これを担当する環境庁(DENR-EMB)はWTE施設に対するモニタリングについて経験や実績がない。また、LGUはWTE施設導入に関連した審査や施設導入にあたり行政機関が留意すべき事項について経験を持っていない。これらの背景から、DENR-EMBやLGUのモニタリング能力向上に係る技術協力プロジェクトの要請が提出された。

2. 業務の目的

本業務は、フィリピン政府から提出された技術協力プロジェクトの要請を踏まえ、プロジェクト形成に必要な情報を収集・整理することを目的とする。具体的には、整備を進めているWTEガイドラインの記載事項および自治体の廃棄物管理の実態を確認し、双方の差を分析することを通じて、WTE施設導入にあたってフィリピン政府行政

機関が検討すべき事項を明らかにする。

3. 業務対象地域

フィリピン全土

4. 関係省庁・機関

- ・ 天然資源環境省 (DENR)
- ・ 国家固形廃棄物管理委員会 (NSWMC)
- ・ 環境庁 (DENR-EMB)
- ・ 主要都市の自治体 (Local Authority)

なお、本業務における主な協議先は DENR-EMB、NSWMC、そして主要都市の自治体を想定しているが、調査対象都市に応じた機関を追加する。DENR はそれぞれ DENR-EMB、NSWMC の所管官庁である。

5. 業務の範囲

本業務において、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 既存資料の有効活用

フィリピンの廃棄物管理／廃棄物発電の分野については、多くの既存文献・報告書等が存在することから、本業務の実施にあたっては、これらの既存資料を有効活用する。

(2) 環境省との連携

WTE ガイドラインの作成にあたり、日本の環境省がフィリピン政府を支援してきた経緯がある。調査の実施にあたっては、日本の環境省とも連携し、適宜情報入手・交換をしつつ調査を進める。

(3) 他ドナー

本業務は、上記の「4. 関係省庁・機関」に記載されている組織を協力機関として実施するが、これら協力機関のみならず、廃棄物管理分野の支援を実施している援助機関の動向についても留意する。廃棄物分野これら援助機関が支援をしている場合は、現地事務所等も含めた現地関係機関との間で、調査内容に関する情報交換を十分に行い、その結果も踏まえて今後の支援の可能性及び支援策の検討作業を進めること。

(4) 本業務の位置づけ

上述のとおり、本業務はフィリピン政府から提出された要請に基づき、詳細計画策定調査の一環として実施するものである。本調査の内容をふまえて、支援の内容を検討、協議する詳細計画策定調査（第2次）を別途実施予定である。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

【事前国内作業】

(1) インセプションレポートの作成

既存資料や、他ドナーの報告書等、日本国内で入手可能な資料・情報等を収集・整理・分析し、フィリピンにおける廃棄物管理の全体像を把握し、課題を抽出するとともに、調査の方針・内容及び調査行程等を整理し、これらをインセプションレポートに取りまとめる。インセプションレポートの作成にあたっては、JICAと協議し、コメントを踏まえて必要に応じ修正する。

(2) 主要自治体の廃棄物管理の現状整理

既存資料をもとにフィリピンにおける一般的な廃棄物管理の実態・課題等を分析し、簡易レポートにとりまとめる。簡易レポートの作成にあたっては、以下の項目を含むこととする。

- 1) フィリピンの廃棄物管理に係る政策・制度（法体系、基本法、個別法[廃棄物、大気等]、政策[廃棄物管理戦略・行動計画等]、制度）
- 2) フィリピンの廃棄物管理の組織体制（中央政府関係機関の役割、監督・規制体制、職員構成、業務所掌、中央政府と地方自治体の役割分担）
- 3) フィリピンの廃棄物管理に係る財政（投資事業、廃棄物管理事業、料金、自主財源、中央政府から地方自治体への補助金等）
- 4) フィリピンの廃棄物管理の現状（廃棄物発生量、組成、収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分等の現状、それぞれの項目につき、全体状況と各地方の状況のある程度区分した形で分析する）
- 5) 他ドナーの廃棄物管理分野における活動状況
- 6) 廃棄物発電・焼却にかかる動き（国レベルの議論に加え、地方自治体で焼却にかかる具体的動きの有無とその概要）

(3) 現地調査事項の整理（及び質問票の作成）

上記(1)の整理をもとに、中央政府・地方自治体等関係機関に対する質問票（案）を作成し、JICAの確認後、フィリピン側関係機関へ送付する。

【現地作業】

(4) インセプションレポートの説明

インセプションレポートをもとに、調査方針、調査内容、調査スケジュール、必要な便宜供与等についてフィリピン側関係機関に説明する。

(5) 主要自治体の廃棄物管理に係る現状調査

フィリピンの自治体のうち、廃棄物発生量が大きく（即ち人口が大きく）、廃棄物処分場の土地の確保に苦勞している都市を優先的に5都市程度選択し（特に廃棄物発

電・焼却にかかる動きのある自治体を優先する)、上記(2)の分析に加え、より詳細に廃棄物管理の状況(廃棄物発生量・組成、収集・運搬状況、中間処理・リサイクル、最終処分、財政、体制等)をヒアリングする。特に廃棄物焼却の導入可能性や、検討に際しての課題を分析する。なお、現時点で調査対象として想定するのは、マニラ(ケソン市)、ダバオ市、セブ市や、参考資料に記載した工業団地等であるが、他にふさわしい都市がある場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること。調査対象都市は、開始時に JICA と協議の上決定する。

(6) WTE ガイドラインの分析・ヒアリング

フィリピン環境庁等関係機関に対し、WTE ガイドラインに関連する事項についてヒアリングを行う。ヒアリングにあたっては、少なくとも以下の観点を網羅する。

- 1) 廃棄物発電・焼却施設の導入に係る要件、許認可
- 2) 廃棄物発電・焼却施設の運営に係る自治体の対応事項
- 3) 廃棄物発電・焼却施設の導入・運営に係る民間との関係
- 4) 廃棄物発電・焼却施設の導入・運営に係る環境配慮と規制側の役割
- 5) 廃棄物発電・焼却施設の導入・運営に際しての住民との関係
- 6) 上記各項目に係る関係各機関の現在の対応・体制・キャパシティ及びギャップ

(7) 主要関係機関の検討事項・課題の明確化

上記(2)、(5)、(6)を踏まえ、今後フィリピンにおいて廃棄物発電・焼却施設の導入に対して、関係各機関が対応すべき事項・内容を明確化し整理する。特に(5)で分析した都市については、都市ごとの課題・対応事項に分けて検討する。また、規制官庁である環境庁の課題・対応事項についても詳細に分析する。

【帰国後国内作業】

(8) ファイナルレポートの作成

現地作業の結果をファイナルレポート案にとりまとめ、JICA に説明し、コメントを踏まえてファイナルレポートを最終化する。

8. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する調査報告書等は以下のとおりであり、JICA 地球環境部に提出する。尚、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して10営業日以内	和文：5部
インセプションレポート(ICR)	契約締結後15日以内	英文：5部
簡易レポート	業務開始から約1ヵ月以内を目途	和文：3部
ファイナルレポート(FR)	業務開始から約3ヵ月後を目途	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚

(2) 報告書の仕様等

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載すること。
- イ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。
- ウ) 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- エ) 可能な限り表や図を用いること。
- オ) 調査対象機関との協議に係る議事録は、報告書に添付して提出する。
- カ) 報告書で用いられる通貨換算率とその適用月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- キ) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ク) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- ケ) 報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。
- コ) 成果品等については JICA フィリピン事務所へ電子データも提出すること。
- サ) 英文の報告書等の作成に当たっては、国際的に通用する英文により作成するとともに、ネイティブスピーカー等の校閲を受け読みやすいものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2016年11月中旬に開始し、2017年1月上旬より第1次現地調査を行い、ファイナルレポートを2017年2月下旬に提出する。なお、作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上でプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約5.83 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 総括／廃棄物管理計画（2号）

イ) 廃棄物発電（3号）

ウ) 環境管理

3. 相手国の便宜供与

本業務は、フィリピン側からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、JICA フィリピン事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じてJICA フィリピン事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 参考資料

<閲覧資料>

●フィリピン共和国地方都市における適正固形廃棄物管理プロジェクト事前調査報告書（平成19年9月）

http://open.jicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_11869203.html

●“Barriers for Implementation of the Philippine National Solid Waste Management Framework in Cities” (IGES Policy Brief Number 33, June 2016)

http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/6639/attach/PB_E_33_0607_final.pdf

●平成 23 年度環境省請負調査報告書【全般】（平成 27 年度改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/pdf/philippine.pdf

●フィリピン国イザベラ州における固形廃棄物の広域収集・エネルギー回収・衛生埋立事業（平成 23 年度～25 年度）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/philippine.html

●フィリピンメトロセブ地域におけるレジ袋等の軟質系廃プラスチック類マテリアルリサイクル事業案件形成調査（平成 25 年度～26 年度）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/philippine.html

●フィリピン工業団地群及び周辺地域における地域循環共生型廃棄物発電事業（地域循環圏形成事業）報告書（平成 26 年度）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/philippine.html

●フィリピン国ケソン市における廃棄物発電事業 事業環境基礎調査報告書（平成 28 年 3 月）

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/philippine.html

<配布資料>

●要請書

●WTE ガイドライン骨子案

5. 現地再委託

本業務においては、現地調査の一部の項目を経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを可とする。

現時点で再委託を想定している項目はないが、再委託により経済的かつ効

率的に業務を実施できる項目が想定される場合、プロポーザルにて提案することを認める。なお、再委託に係る必要経費は本見積として計上すること。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上